

TBSK R7-33 号
令和 7 年 10 月 28 日

各報告会社 ご担当者様

一般社団法人
中部ブロック昇降機等検査協議会
事務局長 姉川章人

「簡易リフト」の取り扱いに係わる件＜暫定指示＞

拝啓、貴社におかれましては、ますますご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。
また、平素より定期検査報告業務推進にあたり、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 11 月 1 日施行の建築基準法施行令 129 条 3 改正において、「簡易リフト」の取り扱いに変更がありましたので、下記のとおり指示いたしますので、ご対応願います。

敬具

記

1. 法改正内容

- ・法改正により 11 月以降、簡易リフトとして扱うエレベーター及び小荷物専用昇降機については、建築基準法の適用対象外となることから、定期検査結果の報告が不要となります。
従来、都道府県や市町村の条例で定期検査結果の報告が義務付けられていた小荷物専用昇降機についても、11 月以降、簡易リフトとみなされるものについては、建築基準法が適用されないことから同様に定期検査報告が不要となります。
- ・簡易リフトに該当しないエレベーター及び小荷物専用昇降機については、従来通り定期検査結果を報告する義務があります。

2. 今後の対応

- ・国交省より具体的な指示が出ていないため、暫定的な対応となりますこと、ご容認ください。
 - ① 明らかに簡易リフトである場合
 - ⇒定期検査報告は不要とする。
 - ⇒中部ブロックへの定期検査報告の対象外とするため「変更届」を提出する。
 - ⇒届出者は、報告会社名として提出してください。
 - ② 簡易リフトか判断を迷う場合
 - ⇒定期検査を実施するか、若しくは国交省の指示が出るまで定期検査実施を保留とする。
 - ⇒提出が報告月遅れとなっても構いません。
 - ③ エレベーター及び小荷物専用昇降機である場合
 - ⇒従来通り定期検査を実施の上、中部ブロックに定期検査報告書を提出する。
- ・国交省から別途、具体的な指示が出た場合に、再度指示をいたしますので、しばらくお待ちください。なおメール本文に、今回の法改正におけるパブリックコメントの URL 先を載せておきますので、必要に応じてご確認ください。

以上